

答申第 1182 号

諮問第 1836 号

件名：計画道路が事業化されない理由が分かる文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 2 月 9 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、別表の 2 欄に掲げる不開示決定に対しそれぞれ審査請求をしているが、これらの審査請求案件は、請求内容が類似しており、同様の不開示理由により不開示（不存在）決定をしたもので、審査請求の趣旨及び理由も類似であることから、審査請求に係る審理の促進及び手続の効率化のため、実施機関はこれらの審査請求を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）及び請求 2 は、都市計画道路知多東部線（以下「当該道路」という。）に関する文書の開示を求めるものと解され、当該道路は都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日号外法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき決定され、昭和 49 年 2 月 20 日付け愛知県告示第 147 号で告示された都市計画道路であり、知多郡阿久比町を起点とし、同郡南知多町に至る延長約 31 km の幹線道路である。

請求対象箇所については、行政文書開示請求書に添付された資料により明確に示されている。

整備状況としては、知多郡阿久比町から同郡武豊町内の県道大谷富貴線までの区間が既に供用されており、その他の区間においても土地区画整理事業などの他事業に関連して部分的に供用がされている。

請求1は、請求対象箇所が事業化されない理由や事業化される時期について記載された文書の開示を求めるものと解される。

請求2は、請求対象箇所が事業化できない理由が記載された文書の開示を求めるものと解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

都市計画決定された路線については、周辺の交通情勢や土地利用状況などを総合的に勘案し、必要性が高い区間から順次事業化をしていくものである。このため、事業化されていない区間において、事業化されていない理由は存在せず、事業化時期についても定まっていない。

なお、念のため請求1及び請求2の請求内容に合致する文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、当該道路の特定区間について事業化されない理由や事業化される時期が記載された文書であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、都市計画決定された路線については、周辺の交通情勢や土地利用状況などを総合的に勘案し、必要性が高い区間から順次事業化をしていくものである。このため、事業化されていない区間において、事業化されていない理由は存在せず、事業化時期についても定まっていないとのことである。また、念のため請求1及び請求2の請求内容に合致する文書を探索したが、存在しなかったとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、各区間の事業化の必要性や優先順位について検討するに際して、事前に交通量調査や予備設計などを行うが、これらを実施したからといって直ちに事業化されるというものではなく、事業化時期が定まるものでもないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示（不 存在）決定	3 審査請 求年月日
請求1	愛知県告示第147号昭和49年2月20日計画道路が今だ事業化されない理由がわかる文章又、いつ事業化されるかわかる文章（道路3.4.5知多東部線）	令和7年2月25日付け6知 建第2223号 令和7年4 月20日
請求2	愛知県に対し美浜町長も何度も要望している美浜町へ3.4.5知多東部線(23-4)が事業化できないという文章（防災面で不可欠な道路）	令和7年2月25日付け6知 建第2224号 令和7年4 月20日

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 6 . 3 0	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 7 . 1 6	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7 . 7 . 2 9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
8 . 2 . 1 6 (第 721 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 3 . 2 4 (第 724 回 審査会)	審議
8 . 4 . 2 7	答申